

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定によって公告する。

平成22年2月4日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県決第3号

1 調達件名

広島県税務システムのインフラ整備及び賃貸借等 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県総務局財務部税務課

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成21年12月1日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 株式会社日立製作所 中国支社

広島市中区袋町5番25号

(2) 日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋二丁目15番12号

5 契約金額

268,072,140円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第1号該当